（前のページより続き）

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

規　則

○国家公安委員会規則第九号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）及び原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百三十五号）の施行に伴い、警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月十八日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　森本　敏

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項の上欄中「同法第五十三条第三号」を「同法第五十三条第二号」に改め、「第二条」を「第三条」に改める。

附　則

この規則は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。